

4 国税との主な相違点について

リース資産について

国税においては、平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについて、原則として、売買に準じた方法によることとされました。

固定資産税（償却資産）においては、従前と同様に資産の所有者である賃借人（リース会社等）が、当該資産の申告をしていただく必要があります。

ただし、所有権移転を伴うファイナンスリースについては、賃借人が当該資産の申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

地方税と国税では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	地方税の取扱い (固定資産税)	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)
償 却 計 算 の 基 準 日	賦課期日制度（1月1日）	事業年度制度（決算期日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ・固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率（P14参照） ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産：「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認められません	認められます
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められません	認められます
評価額（残存価額）の最低限度額	取得価額の5%	1円
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。）	原則区分評価
建設仮勘定簿外資産 償却済資産	事業の用に供していれば課税	減価償却していない（注）
所有権移転外リース取引の資産	所有者（賃借人）に課税	原則として賃借人が減価償却

注：建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税でも減価償却が認められています。

